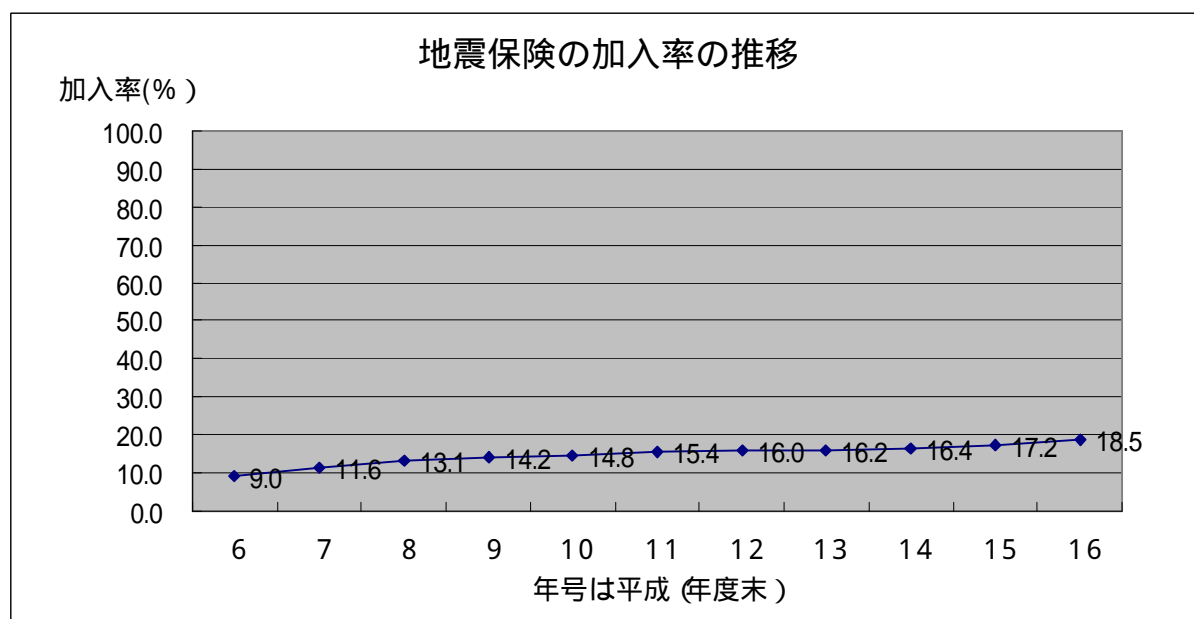


地震保険及び建物更生共済等に係る保険料・掛金の特例措置（所得税、個人住民税の所得控除）

< 税目 > （国税）所得税 （地方税）個人住民税

## 概要

現行の損害保険料控除では、火災保険料等で限度額を使い切ってしまう、事実上、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金（以下「保険料等」という。）は所得控除されない実態にある。国民の自助努力によって地震災害から個人資産（住宅、家財等）を保全する観点から、地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の所得控除制度を創設し、地震保険及び建物更生共済等への加入を促進する。



## 内容

### （所得税）

損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設する。

- 1 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の全額をその年分の総所得金額等から控除する（最高5万円）。
- 2 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記1の適用を受ける保険料等に係るものを除く。）に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する（最高1万5千円）。
- 3 上記1と2を適用する場合には合わせて最高5万円とする。

（注）上記の改正は、平成19年分以後の所得税について適用する。

(個人住民税)

損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設する。

- 1 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の金額の2分の1に相当する金額を総所得金額等から控除する(最高2万5千円)。
- 2 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(上記1の適用を受ける保険料等に係るものを除く。)に係る保険料等については従前の損害保険料控除を適用する(最高1万円)。
- 3 上記1と2を適用する場合には合わせて最高2万5千円とする。

(注)上記の改正は、平成20年度分以後の個人住民税について適用する。

< 保険料等の所得控除の最高額 >

[現行]

	所得税	個人住民税
長期損害保険契約等 (地震保険等を含む)	15,000円	10,000円



[改正後]

( 所得税：平成19年分以後の所得税  
個人住民税：平成20年度分以後の個人住民税 )

	所得税	個人住民税
地震保険等	50,000円	25,000円 (保険料等の額の2分の1の金額)

(経過措置：平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に適用)

	所得税	個人住民税
地震保険等	35,000円	15,000円 (保険料等の額の2分の1の金額)
長期損害保険契約等	15,000円	10,000円